

令和8年度 あきる野市監査計画

1 計画の目的

この計画は、あきる野市監査基準（令和2年4月1日監査委員決定。以下「監査基準」という。）第8条の規定により、令和8年度にあきる野市（以下「市」という。）の監査委員が行う監査、審査、検査その他の行為（以下「監査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 監査委員の役割

監査委員は、法令の規定により行うこととされている監査等について、独立的かつ客観的な立場で、公正不偏の態度を保持し、また、正当な注意を払って、その職務を遂行する。

監査等は、監査基準に基づき、市の事務の管理及び執行等（以下「事務事業等」という。）について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに、市の行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって市民の福祉の増進に資しているかを主眼として実施する。

3 基本方針

この計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）等関係法令及び監査基準に基づくとともに、次の観点を十分に考慮するものとする。

（1）市民の視点に立ち、市民に身近な監査等

行財政運営に対する市民の高い関心に応えるため、常に市民の視点に立って監査等を実施する。また、監査等の結果は、より分かりやすい内容を心掛け、過去の監査結果も含め、市民がより身近に情報に触れることができる環境づくりに努める。

（2）監査等の観点

事務事業等について、正確性及び合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性からも検証する。

ア 正確性 数字、金額、文言等が正確に示されているか。

イ 合規性 法令や条例等の規範に基づいて適正に行われているか。

ウ 経済性 無駄な支出となっていないか、また、財源確保に努めているか。

エ 効率性 成果に対して最少の経費及び労力で事務事業等が実施されているか。

オ 有効性 事務事業等の成果が所期の目的を達成しているか。また、効果をあげているか。

(3) リスクの識別

事務事業等におけるリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施する。

(4) 内部統制の整備等

事務事業等の管理体制、チェック体制など内部統制の整備・運用が適切に進むよう留意する。

(5) 改善につながる監査等と実効性の確保

事務事業等の誤りの指摘だけでなく、その改善に繋げることに重きを置く。また、監査等の結果による指摘・要望事項等に対する改善状況を把握し、監査等の実効性を確保する。

(6) 監査委員等の専門性の向上

監査委員は、その職務が監査基準に基づいて遂行されるよう、積極的な研修への参加等により、専門能力の向上や知識の蓄積に努めるとともに、監査委員事務局職員（以下「事務局職員」という。）に対して、専門能力の向上の研さんを重ねるよう指導する。

(7) 事務局職員の人材育成と監査等の充実

この計画を確実に進めていくため、事務局職員が専門的知識を身につけ、監査技術の向上に努めるように指導し、監査等の機能性の向上に取り組む。

(8) 他都市事例の活用

毎年定例開催される東京都市監査委員会の会議等を通じて、他都市が行っている監査業務に関する監査の手法、手続や結果のまとめ方などの情報収集に努め、それを活用して監査等の専門性を高める。

(9) 分かりやすい情報の提供

監査等の結果の記述は、市民に分かりやすい表現とするよう努め、インターネット等の活用により、速やかに公表し、ホームページにも掲載する。

(10) 監査結果の情報提供及び周知

監査等の結果について、監査対象部署だけでなく市全体の問題として認識するよう、分かりやすい形で情報提供と周知を行う。

(11) デジタル技術を活用した新たな監査手法の取組

監査等の事務の効率化などを図るため、デジタル技術を活用し、監査等のオンライン実施などに取り組む。

4 監査等の種類及び根拠法令

監査委員が行う監査等の内容は次のとおりとし、具体的な内容は各監査等の実施計画において別に定める。

(1) 監査

ア 定期監査（法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

定期監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査対象

とし、期日を定めて定期的に行う。なお、その内容は次のとおりとする。

(ア) 財務監査

対象とした部・課における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

(イ) 学校監査

対象とした学校における財務に関する事務の執行が、適切な執行体制の下、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、施設や備品等の管理状況が適切に行われているかを監査する。

(ウ) 工事監査

市が実施する工事を対象として、計画、契約、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から当該工事が適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査する。

この監査は、専門的な知識が必要であることから、業務委託契約により技術士の協力を得て実施する。

イ 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

行政監査は、定期監査に併せて、または必要に応じて実施する。

ウ 財政援助団体等監査（法第199条第7項の規定による監査）

市が補助金等の財政援助を行っている団体等に対して、主として前年度の事業執行を対象に、その補助金等に係る財務事務が適正かつ効率的に行われているか、また、所管部課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかを監査する。

(2) 審査

ア 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定による審査）

前年度の各会計決算について、その決算計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査し、監査委員の意見を市長に提出する。なお、審査は、各監査等の結果についても有効に活用する。

イ 基金運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査）

基金の前年度の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って確実かつ効率的に行われているかを決算審査に併せて審査し、監査委員の意見を市長に提出する。

ウ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査）

前年度決算に基づき算定された財政健全化判断比率の4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率の数値

が適正に算定されているかを決算審査に併せて審査し、監査委員の意見を市長に提出する。

(3) 検査

例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）

一般会計、各特別会計、下水道事業会計、各基金及び歳入歳出外現金に属する毎月の現金の出納及び現金等の財産の保管・運用が正確に行われているかを検査する。また、歳入・歳出に関する伝票については、抽出して検査する。

例月現金出納検査の実施及び結果については、決算審査や定期監査などで活用する。

(4) その他法令に基づく監査

議会の求め（法第98条第2項の規定による監査）、随時監査（法第199条第1項及び第5項の規定による監査）、市長の要求（法第199条第6項の規定による監査）、市民の請求（法第242条の規定による監査）等による監査については、それぞれの目的に基づき、必要に応じて実施する。

5 監査等の実施予定時期

令和8年（2026年）									令和9年（2027年）		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 定期監査（財務） →						← 定期監査（財務） →					
						← 定期監査（学校） →					
						← 定期監査（工事） →					
						← 財政援助団体等監査 →					
← 決算審査（基金運用状況審査を含む。） →											
← 例月現金出納検査（毎月） →											
← 健全化判断比率等審査 →											

6 監査委員会議

監査委員の協議等を必要とする案件があるときは、監査委員会議を開催する。

7 品質管理

監査委員は、この計画に基づく監査等が、地方自治法等の関係法令、監査基準、この計画及び各監査等の実施計画に基づき適切に実施されているかについて、監査委員会議で適宜確認し、監査等の品質管理を行う。

8 監査等の実施体制

監査委員2人及び事務局職員3人により監査等を行う。なお、監査等の種類ごとに役割分担を行い実施する。